

# 10月定例教育委員会 会議録

日 時	平成30年10月10日（水） 午前9時30分～午前10時00分
場 所	甲府市役所 9階 会議室9-2
出席委員	小林教育長・小宮山職務代理者・原委員・堀委員・市川委員
出席事務局職員	嶋田教育部長・山本生涯学習室長（生涯学習課長兼任）・星野総務課長・松田学校教育課長・宮川学事課長・照沼教育施設課長・本田甲府商業高等学校事務長・碓井甲府商科専門学校事務長・田中歴史文化財課長・小林スポーツ課長、本田図書館長・芦川総務課課長補佐・宮川総務課課長補佐・鷹野総務課課長補佐・保坂総務課主任
傍 聴 人	
署名委員	
委員会書記	

・教育委員あいさつ

・会議録署名委員の指名 原委員

・9月定例会の承認 原案のとおり承認

小林

堀

小宮山

市川

原

## 1 開会

### 小林教育長

これより10月定例教育委員会を開会します。

### (1) 教育委員あいさつ

#### 原委員

おはようございます。例年ならば秋風索漠、秋風が吹き始め、もの寂しい季節になるはずなのですが、学生服の衣替えが気の毒な汗ばむ昨今です。さて今年も3ヶ月を切ってしまいました。少し気が早いのですが、今年を振り返ってみますと、教育現場においては大学の部活動での違反行為や暴行事件など問題が相次ぎ発覚しました。

その中でも私は、文部科学省の官僚と学長など大学トップによる裏口不正入学問題は、今春、子どもの受験を終えたばかりでしたので衝撃でした。まだ事実は未確定な段階ですが、もし報道のとおりならば、公平であるべき教育行政担当者と医療に携わる教育者による不正には本当に驚きました。また、同時に女子や多年浪人の受験生への差別的行為も発覚しました。この件について、私の感じている問題の背景を医師への道のりの現状等を交えながら少しお話させて頂きたい

と思います。

医学部は国公・私立合わせて全国に 81 大学にあり、今年度の定員は 9,419 名でした。

ざっくりですが、平均倍率は 10 倍から 20 倍、現役合格は 2 割に満たず、多くが浪人して入る狭き厳しい受験状況です。

医師にはいくつかの道がありまして、患者さんを診る臨床医だけでなく、基礎研究をする道もあります。先日ノーベル医学・生理学賞を受賞された、「本庶 佑先生」はまさにこの道を進まれた方です。他にも法医学・公衆衛生(保健所等勤務)・医系技官(公務員)等様々な進路が選べます。

今回は臨床医についてお話します。以前は大学で 6 年間学び、国家試験に合格すれば医師として患者さんの前に立てましたので、今もそうだと思われる方も結構いらっしゃるのですが、今はそれだけでは診療を 1 人ではできません。というのは、平成 16 年 4 月に施行された医師法の一部改正により、医師国家試験合格後、「2 年以上臨床研修を受けなければならない。」ということが法律で決められたからです。この研修医のことは前期研修医と呼ばれていて、法に基づく臨床研修が 2 年間課せられています。この時点で現役入学しても 26 歳になります。また、医師免許証には、時の厚生労働大臣名と本人氏名、都道府県名と医籍登録番号しか記載されず、何々科は一切明記されていません。ですから、何科をしても法律上問題はありません。そこで、女性は比較的緊急性の少ない科や体力や力を要しない科を選ぶ傾向にあり、このことが診療科の片寄の問題となっています。

現実にはこの初期研修の後、専門医としてのトレーニングの後期研修を 3～5 年受け、やっと一人前の臨床医として働く事になります。この時点でストレートに進んでもほぼ 30 歳となります。浪人や留年をすれば 31、32 歳になってしまうため、30 代前半にならないと一人前の医師になれないという現実があります。この年齢も多年浪人や女性への風当たりが強くなっている一因かもしれません。この長い道のり後に病院勤務に就きますと、一般的には日中勤務の後そのまま夜の当直に入り、術後の患者さんのフォローや救急患者さんの対応で仮眠すらできない日も少なくありません。翌朝は帰らず、そのまま前日同様の日中勤務をして夜にやっと帰宅するというのが勤務医の 1 クールですが交代医師不足や急患によってはそのまま 2 泊目へ突入というのも珍しくありません。この現状は家庭を持ち妊娠・育児に接している女性医師には厳しいものとなっています。また、開業医になっても違った時間の縛りや責任の重さがあります。

今回発覚した女子受験者への不平等な対応は決して許されるものではありません。しかし 100 歩譲って女子を望めない大学や大学病院に事情があるとするならば、東京女子医科大があるので、いっそ東京男子医科大にすればよかったのではないかと思ったりしました。また、1 次の学力試験合格後に小論文・面接・適正試験等の 2 次試験がありますから、この時点で私立であることを考えれば望んでいる学生を選抜する対応をすべきではなかったかと個人的には思いました。

現在、県内においても医師不足は深刻です。その要因は先ほどの研修医制度になったことにより、研修先を自由に選べる時代となり、若い研修医の先生方は大都市や症例の多い有名な指導医のいる医療機関へと集まる傾向があります。このため、若い医者がいない、医師不足になる、当直が多い、勤務厳しい、辞めてしまう、後任の医師が来ない、こういった負の連鎖が現実起きております。

各自治体が公立病院の医師を募集するにあたり厳しい財政の中、高額な報酬を提示しても中々応募がない、と聞きますが多くの医師は報酬額だけでは動きません。それよりもやりがいは勿論、

家族の生活、特に子どもの教育環境の方が優位だとよく耳にします。

勤務先の地域の教育環境をかなり意識されています。極論かもしれませんが、良い医師を確保したければ、その地域の学力向上もキープポイントと言っても過言ではないかもしれません。学力向上への取り組みは、地域の医師獲得へ貢献できる、地域医療の安定にも繋がると感じています。

男女共同参画・働き方改革・医療の地域格差・医師不足と様々な事が叫ばれておりますが、年代によっては、女性医師免許取得者の2割が医療に従事していないという現実があるそうです。

また、医師1人育て上げるには約1億円弱かかるとも言われています。学費は殆どの場合自前ですが、大学施設・研究費・研修費等、多額の税金が投入されています。これらの問題にも社会全体で関心を持って頂きたいと思ってお話をさせていただきました。以上です。

## **(2) 会議録署名委員の指名**

### **小林教育長**

会議録の署名委員は、原委員を指名します。

## **(3) 前回会議録の承認**

### **小林教育長**

前回の議事録についてですけど、事前に配布されていると思いますけども、それについて何かご意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では承認いただいたということでありありがとうございます。

**【原案どおり決定】**

(教育委員会承認)

## **2 議事**

### **(1) 議題**

#### **小林教育長**

報告 第13号 甲府市議会9月定例会の審議状況について 資料に基づきまして、星野総務課長より説明をお願いします。

(星野総務課長より資料に沿って説明)

#### **小林教育長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問等ありませんか。

#### **小宮山職務代理者**

21, 22ページの植田議員への答弁の中の貧困の問題と、24ページの学校給食費の無償化との関連なのですが、貧困家庭について子どもをサポートしていくため学校教育課内の危機管理係等を設置して色んな面からサポートしていくとありますが、ここではヒアリングをしながら貧

困の家庭に対して支援をしていくということになっているのですが、いわゆる一般的な貧困という場合に、聞き取りをしたり判断をしたりする際にどのようなシステムでやっているのかということの一つ聞きたいです。というのは、学校給食費の無償化については支援が必要な準要保護世帯という一つの基準がありますけれども、一般的な貧困の早期発見、支援というのは先生方の独自の判断に任せているのか、あるいはそれを聞いてきて学校の中で会議を開いたりして認定していくのか、また、それがどのような内容で実際行われているのかがもし分かれば教えていただきたいというのがまず一点です。

もう一点は、専門職大学のことが書いているのですが、専門職大学というのがどういうものなのかわからないので教えて欲しいです。

#### **小林教育長**

最初の貧困については宮川学事課長お願いします。

#### **宮川学事課長**

給食費の無償化に伴う貧困家庭への救済ということでご質問にお答えさせていただきたいと思います。生活保護の受給者は既に給食費を手当てとして支給されております。そのボーダーラインの方々、そういった世帯は準要保護世帯という形で給食費等の支援をさせていただいております。就学援助の関係になりますけれども、そういった給食費の手当てや学用品の費用の支援を行っておりますが、貧困世帯の判断や基準というのは非常に難しいと思います。こちらといたしましても教育委員会から各家庭の保護者全員に毎学期通知をさせていただいておりますけれども、給食費の滞納が始まった時点で学校の先生方の指導も入りまして、こういった支援もありますよというようなご案内をしていただきまして、学校給食の滞納を減らすような形をとっております。

#### **小林教育長**

学校教育課長から補足はありますか。

#### **松田学校教育課長**

学校の教員につきましては、保護者の所得等といった細かいところまでは把握できませんのでそういった中で例えば集金の未納があるご家庭とか、あるいは家庭訪問の状況や、学用品がなかなか準備できないというようなところから、こういう制度がありますよ、ということでそういう制度を照会していくというような場合がほとんどであります。あとは実際に不登校、その他の支援に入っていく中で保護者あるいはご家庭の方から経済状況が大変厳しいというような相談があれば、福祉部署やそういった支援制度に繋げていくということができるかと思えます。

#### **小林教育長**

専門職大学について碓井商科専門学校事務局長お願いします。

#### **碓井商科専門学校事務局長**

専門職大学についてですが、商科専門学校の場合は専門職短期大学にあたりますが、これにつきましては平成29年5月既存の大学や短期大学とは別にITなど成長分野で即戦力となる質の

高い人材育成を目指す高等教育機関といたしまして専門職大学、専門職短期大学の創設を盛り込んだ改正学校教育法が成立したということを受けて、昨年11月1日から受付を始めまして実際に開校をするのが来年の4月1日からということになっております。本校といたしましては、現在、国、県、他の専門学校等の動向を見る中で、これに対して対応をしていくということで、調査研究を進めると答えさせていただいたところでございます。

#### **小宮山職務代理者**

そういえばそういう話がありましたね。経緯をうっかり忘れてしまいました。わかりました、ありがとうございます。

#### **小林教育長**

他にはないでしょうか。

#### **市川委員**

質問ではないのですが、知っていただきたいということで、先ほども貧困のところでありましたように、毎年、年度始めに準要保護世帯の通知をいただいて学校から各家庭に配布しています。最近あまりやらないのですが、昔は家庭訪問等に行った時にその家庭の生活状況等を見まして、そういった制度を勧めたりしていました。担任が書類を配って、こういう制度があるのでどうですか、ということをするというのが通例なのですが、実際極わずかなのですが、本当に困窮しているのに書類を出さないという家庭があります。家庭の電気の領収書だとか保護者の源泉徴収票だとか結構色々な添付書類がありますので、要するにそれが揃えられないとか、揃える気にならないというのですかね、そういう家庭がありまして、担任によっては家庭訪問をして、家の中をひっかきまわして書類を全部揃えてお母さんを職場へ連れて行って、「とにかく源泉徴収票もう一回出してください」ということで進めて行くというような場合もなきにしもあらずです。ですから、そういった状況の中で学校でも取り組みをしているので承知をいただきながら、色々な意味で書類等の面も工夫していただければありがたいかなあと感じています。よろしく願いいたします。

#### **小林教育長**

他にはないでしょうか。

#### **堀委員**

スポーツを活かしたまちづくりのところで、学校開放施設のことがありますけれども、「今後におきましては、身近な場所で、だれもが気軽に体を動かすことのできる環境をより充実させる」とありますが、実は昨年の市民と教育委員との対話の際に、富士川地区の方がおっしゃっていたのですが、富士川悠遊館の運動場で中学生か高校生くらいの男の子たちが12、3人でサッカーみたいなことをやって遊んでいたそうなのですが、「悠遊館のグラウンドというのは無断で使用してはいけない」ということで富士川地区の方が注意をされたそうです。小中学校では平日の夜間とか休日は開放になっているが、富士川の悠遊館のグラウンドというのはどういった使用の基準になっているのかをお聞きしたいです。よく朝なんかはウォーキングをしている方等も

見かけたりするのですが、団体で何かそこで競技をしたりするような場合には、きちんと許可を得る必要がある、というような決まりが徹底されているということなのでしょうか。

#### **小林スポーツ課長**

小学校につきましては、ご承知のとおり申請書を出して許可書をもってそこを使っていくことになっております。そして跡地の活用につきましては、企画部で跡地活用について要綱が定められていまして、その要綱の中で小学校と同じ形ということになっていきますので、申請書を出して他の団体と調整していただいた中で許可書をもって使うというような流れになっています。

#### **堀委員**

例えば子どもたちが普通に遊んだりとかする場合は、許可を取るのか取らないのかというのはどのようにしたらよいのでしょうか。

#### **小林スポーツ課長**

許可を取る方につきましては、毎月一度各地域に利用運営委員会というのを設置してありまして、その中で予約の調整を行い、自分で利用したい日を取っていただき、許可書ももらい管理人のところへ行って、そこを使うよ、という話などでそこから予約を取るような形になっています。

#### **嶋田教育部長**

子どもが自由には使えないということか。

#### **小林スポーツ課長**

はい。公園みたいに誰でもいつでも入れるものではありません。

#### **堀委員**

公園とは考え方が違うということですね。そういうところの考え方が曖昧になっている部分があるのかと思いますので、また今後は是非明確にしていって方が良いかと思いますので、よろしくお願いします。

#### **小林教育長**

他にはないでしょうか。

#### **原委員**

10ページのところにブロック塀の問題が取り上げられていますけれども、「市の職員の方が見た後に資格を有する技術職員が点検を行って、場合によっては通学路を変更してきた」と書かれており、ブロック塀の所有者に対する対応は「広報やホームページでの注意喚起とか相談窓口を開設している。」とありますが、せつかく資格を有する方がいるので、もし危ないというようなものがあれば、ブロック塀の所有者に何か通知してあげる方法はないのでしょうか。

### **宮川学事課長**

先ほどの技術職員の再点検というところですが、建設部の職員で建築士の資格を持っている職員のことです。そういった資格を持った職員が点検を行いました。ただし、非常に難しいところがありまして、私有地に勝手に立ち入ることはできませんので、専門職の職員が目視による点検となっております。ですので、鉄筋が入っているかどうかというもののチェックはできません。本当にひび割れが入っている、傾いているといったような形になりますけれども、そういった点検を行う中で、緊急性を要する物、また、あくまで本当に危険だなというものに関しては建設部の建築指導課がありますので、そちらを通しまして指導といいますか、危険です。こちら改修してください、というようなご連絡をさせていただいております。

### **小林教育長**

よろしいでしょうか。

### **原委員**

はい。

### **小林教育長**

他にはないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは確認いたしました。

【原案どおり確認】

(教育委員会確認)

## **3 閉会**

### **小林教育長**

それではこれもちまして、10月定例教育委員会を閉会します。